

北岡自然公園危険樹木等伐採業務委託仕様書

第1章 総則

1. 適用・目的

本仕様書は、「北岡自然公園危険樹木等伐採業務委託」（以下、本業務）に適用する。

本業務は文化財課が管理する北岡自然公園区域内に植生している樹木において、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）平成29年9月国土交通省策定」に基づく点検を行った結果を踏まえ、倒木の危険性が高い樹木の撤去を行うことにより、景観維持と安全確保を図るもの。なお、本仕様書は発注者（以下「甲」という。）である文化財課が委託に関して必要な諸事項を定めたものである。

2. 準拠する法令等

受託者（以下「乙」という。）は、業務委託契約書、本仕様書及び次の関係法令及び諸法規に基づき、関係官公署に対する届出及び手続きを遺漏なく行うものとする。

- (1) 文化財保護法
- (2) 土木工事共通仕様書（熊本市 令和6年10月）
- (3) 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）
- (4) 労働安全衛生法
- (5) その他関係する法令および規程

3. 疑義

本業務の実施にあたり、仕様書及び作業等に著しく不都合が生じた場合、また、仕様書及び作業規定に明示されていない事項について疑義が生じた場合は甲乙協議を行い、甲の指示に従うものとする。業務内容及び数量に変更が生じた場合は、調査職員と協議を行うこと。また、設計変更の際は乙において変更数量・内容を整理・計算し、調査職員が精査したうえで決定するものとする。

4. 関係書類の提出

本業務を実施するに当たり、以下の書類を提出し甲の承認を得る事を原則とする。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務責任者の雇用証明資料（健康保険被保険者証等）
- (4) 業務計画書

5. 業務計画書

- (1) 乙は、契約締結後14日（休日等含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - ① 業務概要
 - ② 業務工程表
 - ③ 現場組織票
 - ④ 特殊伐採従事者
 - ⑤ 使用する主な機械
 - ⑥ 施工方法
 - ⑦ 安全管理
 - ⑧ 緊急時の体制及び対応
 - ⑨ 交通管理

- ⑩ 環境対策
- ⑪ 現場作業環境の整備（熱中症対策等）
- ⑫ その他

（３） 乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

6. 標識等の設置

乙は、作業実施箇所に業務の内容を示す標識板を設置して、委託件名、委託場所、履行期間、委託者、受託者の氏名、住所、電話番号を記載するほか、その他作業現場に必要な迂回指示標、注意標識等を入園者及び近隣住民の見やすい場所に設置するものとする。

7. 周辺環境への配慮

本業務の作業箇所は、都市公園内及びその沿線道路内であるため、乙は第三者の安全に十分注意を払わなければならない。夜間作業を実施する箇所については、作業員の不必要な大声の禁止、建設機械の騒音の低減等に努めなければならない。

8. 安全対策

乙は、本業務に関する諸法令を遵守し、必要に応じ、関係官庁との手続、連絡等を行い、業務の円滑な進捗を図るとともに、委託区間周辺及び業務に関して使用する沿線道路について、以下の点に特に配慮しなければならない。

- （１）防災活動、消火栓の使用確保等。
- （２）歩行者、車両の通行の確保。
- （３）住宅、店舗又は事業所の営業に関する出入りの確保。
- （４）委託現場で発生する土砂や粉塵等による、家屋や道路の汚損、あるいは河川、水路、地下水の汚濁等の防止。
- （５）電線沿いの作業であるので、事前に電力会社等と協議し、電線等に損傷を与えることのないよう安全に十分留意の上行うこと。
- （６）所管の警察署に道路使用許可申請を行い、許可を得てから作業すること。

9. 法定外の労災保険の付保

本業務において、乙は法定外の労災保険に付さなければならない。

10. 文化財への配慮

当該地は国の史跡に指定されているため、史跡内の業務であることを十分認識した上で施工にあたり、業務に従事する担当者はもちろん作業員に至るまで意識徹底に努めること。

11. 打合せ及び業務報告

本業務の実施にあたっては、事前に甲と打ち合わせを十分に行い、業務を円滑に遂行しなければならない。乙は、甲が必要と認めたときは作業の途中経過を速やかに報告するとともに、その指示に従うものとする。

12. 手続き及び損害賠償

乙は、本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い事故内容を遅滞なく甲へ報告するものとする。なお損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を乙の責任において行うものとする。

13. 成果品に対する責任の範囲

本業務完了後といえども既納入成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに補測、訂正及び修正を行わなければならない。このことに要する経費は乙が負担するものとする。

1 4. 成果品の帰属等

本業務で得た全ての成果品については、甲の所有とし、乙は甲の許可なく貸与、公表及び使用してはならない。

1 5. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 乙は暴力団員等の不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を甲に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、甲と協議しなければならない。

1 6. 過積載防止について(ダンプトラック等による過積載の防止に係る指導事項)

- (1) 工事用資・機材、建設副産物の過積載をしないこと。
- (2) 過積載をおこなっている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が、工事現場に出入りしないようにすること。
- (5) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(以下「法」という)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

1 7. 本業務の作業方法について

労働安全衛生法に基づき必要とされる、伐木等の業務に係る特別教育、ロープ高所作業に係る業務の特別教育の資格等を有している者を配置すること。なお、その他法令上定められた資格または安全教育(以下、「資格等」という。)が必要な作業を行う場合は、当該作業に必要な資格等を有しているものを配置できること。

1 8. 特殊伐採について

特殊伐採従事者は、ツリークライミング、ロープワークに関する講習を修了し、かつ 30m 程度の樹木の実務経験を有する者とする。

なお、特殊伐採従事者の経歴書(資格免許証または終了証の写し添付)については、事前に甲の承認を得ること。

第 2 章 業務

1 9. 業務内容

業務名	北岡自然公園危険樹木伐採業務委託
場 所	熊本市中央区横手 2 丁目地内 北岡自然公園
期 間	契約日 ～ 令和 8 年(2026 年) 3 月 30 日

業務概要

- (1) 危険木撤去の範囲、地際部の仕上げ等については、委託者と協議を行うこと。
- (2) 危険木撤去の実施後は、高所作業車やラフテレーンクレーン等の機械が現地にある当日中に委託者の確認を受けることを基本とする。また、確認後、作業不十分時は手直し作業を行うこと。
- (3) 作業を実施する際は、必要に応じて、隣接住民、公園利用者にもチラシを配布、予告看板等で周知徹底すること。
- (4) 集積については、取り残しが無いよう注意すると共に車両にて搬出する場合は飛散防止及び交通安全に努め、熊本市指定の一般廃棄物処理施設にて処分すること。また、搬入時の伝票のコピーは、処分集計表と共に提出すること。
- (5) 雨天時に撤去をした場合は、仮置き等（現地仮置き時は、風等で散らからないようシートをかぶせる等、充分配慮すること。）を行い、十分に水分を切ることで処分量の削減に努めなければならない。
- (6) 写真管理については、下記の写真管理一覧表に基づき写真管理を行い明確に撮影すること。また、黒板に実施場所名と実施日を記入し全ての写真を撮影すること。ただし、一般廃棄物処理施設への搬入荷卸については、複数箇所分の荷卸状況を兼ねることは可とする。また、一般廃棄物処理施設（許可看板）も撮影すること。

写真管理表

業 種	写真管理内容	備 考
危険木撤去	撤去前、撤去中、集積、荷卸、撤去後の各業務工程	樹木番号を黒板に明記

20. 納入成果品

成果品はすべてA4版とする。なお、成果品の中表紙（分冊の場合は分冊ごと）に、業務責任者氏名を明記し、印刷製本した成果品を1部提出すること。